

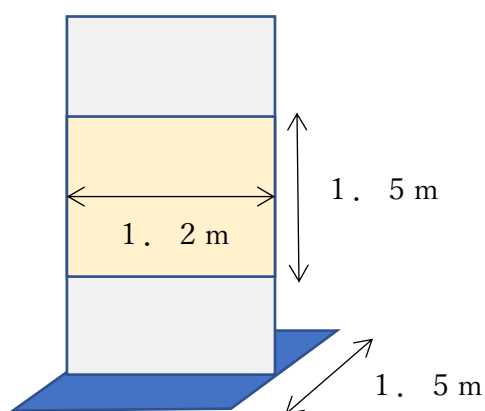
交流情報センター使用料の改定（案）について

交流情報センターには、図書館、まちづくり活動支援センター、視聴覚室、IT学習室、会議室、展示スペース、交流ラウンジ、事務所などのスペースがあり、町民の交流や情報の発信、学習の場として利用されている。

1. 現行の使用料金（町内）

区 分		施設使用料	冷暖房費
視聴覚室		1時間 700円	1時間 600円
会議室	片面使用	1時間 200円	1時間 200円
	全面使用	1時間 400円	1時間 400円
展示スペース		1日 1,000円 (1時間あたり77円)	なし
IT学習室		1時間 300円	1時間 200円
附帯設備等		町長が定める額	

2. 試算表より、図書館・まちづくり活動支援センターに係る経費を除き、3年間の平均経費を出し、面積按分にて1㎡・1時間あたりの単価を算出。



※左図は展示スペースのパネル。
青色部分を展示スペースの貸出面積として計算。

$$1.2 \times 1.5 \times 10 \text{枚} = 18 \text{㎡}$$

3. 使用料改定（案）

貸出施設	使用料原価（円）	受益者負担（円）	使用料【案】（円）
視聴覚室	2,098	629	700
会議室1	340	102	150
会議室2	356	107	150
展示スペース	171	51	77
IT学習室	958	287	300

特に会議室の受益者負担と現行使用料に開きがあるため、200円→150円への変更を検討したい。

施設名 (益城町交流情報センター)

令和4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町交流情報センター条例	無	

最終料金見直し年度	平成31年度(料金見直しなし)
-----------	-----------------

3年間の経費の平均値(円) ①	25,380,405
-----------------	------------

経費(円)	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	24,259,691	25,461,540	26,419,982
人件費	3,999,340	4,146,947	4,724,474
職員給与	2,929,013	2,909,511	2,897,001
平均給与(円)	5,858,026	5,819,022	5,794,003
職員数(人)	0.5	0.5	0.5
報酬	1,070,327	1,173,806	1,589,025
その他		63,630	238,448
物件費	13,579,916	12,537,820	12,207,109
運営委員会費	69,400	67,200	67,200
需用費	3,672,214	2,963,174	3,302,217
光熱水費	2,690,616	2,289,902	2,676,877
燃料費			
消耗品費	954,459	617,243	596,890
その他	27,139	56,029	28,450
役務費	295,940	301,988	351,148
委託料	2,468,810	1,915,212	2,064,556
使用料・賃借料	4,135,291	6,542,741	6,342,887
その他	2,938,261	747,505	79,101
維持補修費	682,242	2,778,580	3,490,205
修繕費	682,242	2,778,580	3,490,205
その他			
減価償却費	5,998,193	5,998,193	5,998,193
建物	5,998,193	5,998,193	5,998,193
設備			

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
建物(〇〇建)		50	0.020	1,092,000,000
減価償却費				19,656,000
減価償却費				

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	平成21年	(構造)鉄筋造一部2階建
	(総面積)	3,012	

貸出施設	面積(m ²)	共有施設	面積(m ²)	面積按分する施設	面積(m ²)
視聴覚室	221.2	図書館	1,440.51	視聴覚室	221.2
会議室1	35.9	事務所	194.93	会議室1	35.9
会議室2	37.5	ラウンジ	64.19	会議室2	37.5
展示スペース	18.0	まちづくり活動支援セ	91.31	展示スペース	18.0
IT学習室	101.0			IT学習室	101.0
				事務所	194.93
				ラウンジ	64.19
計	414	計	1,791	計 ②	673

年間開館日数	306	⇒	年間使用可能時間	3,978.0 時間
1日の開館時間	13.0		③	

原価算定

1m ² あたり単価	④ = ① ÷ ②	37,727
1m ² ・1時間あたり単価	④ ÷ ③	9.48

施設名 (益城町交流情報センター)

1㎡・1時間あたり単価	9.48
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価(円)
視聴覚室	221.2	1㎡・1時間あたり単価 × 面積	2,098
会議室1	35.9		340
会議室2	37.5		356
展示スペース	18.0		171
IT学習室	101.0		958

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類	30	公民館であり、不特定多数の人が使用するため。

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価(円)	受益者負担(円)	現行使用料(円)	備考(冷暖房費)	計(参考)
視聴覚室	2,098	629	700	600	1,300
会議室1	340	102	200	200	400
会議室2	356	107	200	200	400
展示スペース	171	51	77	0	77
IT学習室	958	287	300	200	500

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料(円)	受益者負担(円)	最終決定 改定料金案
視聴覚室	700	629	700
会議室1	200	102	150
会議室2	200	107	150
展示スペース	77	51	77
IT学習室	300	287	300

理由	
----	--

参考資料

備品等名	貸出料金(円)	備品等名	貸出料金(円)
視聴覚室照明	1,000	会議室音響機器	100
視聴覚室音響器具	1,000	IT学習室パソコン	100
視聴覚室映写機材	1,000	IT学習室プロジェクター	200
会議室プロジェクター	200	IT学習室音響機器	100
会議室液晶テレビ	200		

経費分割（共通の支出については面積按分）

平成31年度

項目		交流	図書館	まちかつ	項目計
人件費	報酬	1,070,327	15,765,337	0	16,835,664
	その他	0	0	0	2,951,608
物件費	賃金				0
	需用費	3,672,213	6,585,585	0	10,257,798
	光熱水費	2,690,616	5,761,302	0	
	燃料費				
	消耗品	954,459	760,638	0	1,715,097
	その他	27,139	63,644	0	
	役務費	295,940	249,600	33,135	578,675
	委託料	2,468,810	5,405,673	4,755,000	12,629,483
	使用料・賃借料	4,135,291	5,093,247	259,878	9,488,416
	その他	2,938,261	9,632,151	0	12,570,412
	報償費	0	121,944	0	121,944
	旅費	0	0	0	22,180,772
	備品購入費	2,868,360	9,627,652	0	12,496,012
	負担金補助及び交付金	67,800	0	0	67,800
	公課費	2,101	4,499	0	6,600
維持補修費	修繕料	682,242	22,000	0	704,242

経費分割（共通の支出については面積按分）

令和2年度

項目		交流	図書館	まちかつ	項目計
人件費	報酬	1,173,806	17,094,121	0	18,267,927
	その他	238,448	2,713,160	0	2,951,608
	会計年度職員手当	63,630	1,063,338	0	1,126,968
物件費	賃金				0
	需用費	2,963,173	7,707,379	0	10,670,552
	光熱水費	2,289,902	4,903,271	0	
	燃料費				
	消耗品	617,243	1,064,687	0	1,681,930
	その他	56,029	1,739,420	0	
	役務費	301,988	283,648	0	585,636
	委託料	1,915,212	7,427,132	4,755,000	14,097,344
	使用料・賃借料	6,542,741	4,802,563	227,898	11,573,202
	その他	747,505	14,238,504	0	14,986,009
	報償費	0	0	0	0
	旅費	0	0	0	26,559,211
	備品購入費	678,505	14,238,504	0	14,917,009
	負担金補助及び交付金	69,000	0	0	69,000
	公課費	0	0	0	0
維持補修費	修繕料	2,778,580	146,960	0	2,925,540

経費分割（共通の支出については面積按分）

令和3年度

項目		交流	図書館	まちかつ	項目計
人件費	報酬	1,589,025	18,311,675	0	19,900,700
	その他	238,448	2,713,160	0	2,951,608
	会計年度職員手当	238,448	2,713,160	0	2,951,608
物件費	賃金				0
	需用費	3,302,217	6,755,311	13,200	10,070,728
	光熱水費	2,676,877	5,731,885	0	
	燃料費				
	消耗品	596,890	962,506	13,200	1,572,596
	その他	28,450	60,920	0	
	役務費	351,148	165,472	0	516,620
	委託料	2,064,556	12,376,156	7,727,500	22,168,212
	使用料・賃借料	6,342,887	5,251,503	272,775	11,867,165
	その他	79,101	9,680,095	0	9,759,196
	報償費	0	64,800	0	64,800
	旅費	0	0	0	21,691,161
	備品購入費	0	9,675,596	0	9,675,596
	負担金補助及び交付金	77,000	0	0	77,000
	公課費	2,101	4,499	0	6,600
維持補修費	修繕料	3,490,205	93,280	0	3,583,485

利用実績に基づく使用料試算(R5年度実績より)

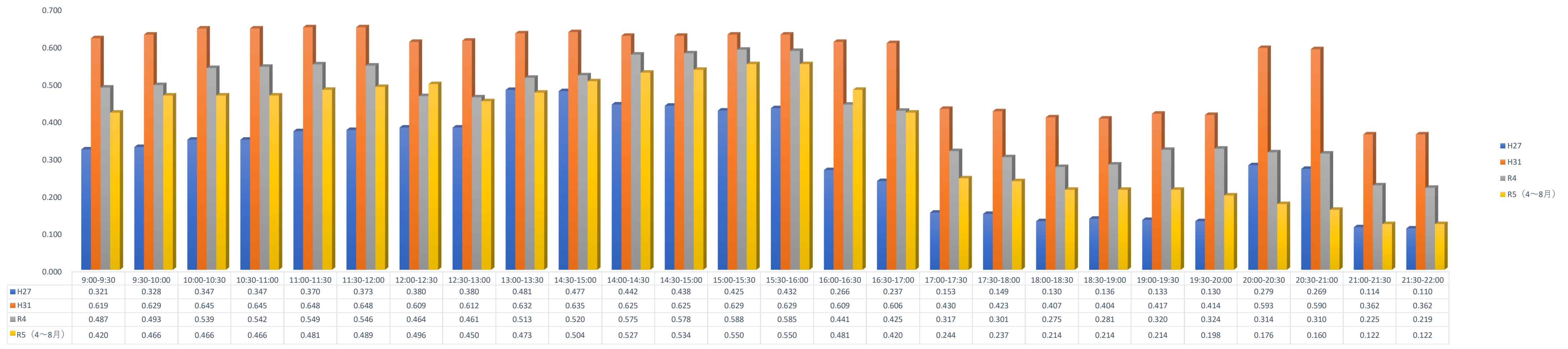
3年間の経費の平均	25,380,405 円	①
施設面積	673 m ²	②
1m ² あたり単価	37,727 円/m ²	③
使用可能時間	3,978 時間	④

	面積(m ²) ⑤	必要経費(円) ⑥	使用料原価(円) ⑧	受益者負担 (円/時間)	現行使用料 (円/時間)
		③×⑤	⑥÷⑦	⑧×30%	
視聴覚室	221.2	8,345,212	5,519	1,656	700
会議室1	35.9	1,354,399	1,840	552	200
会議室2	37.5	1,414,763	2,972	892	200
IT学習室	101.0	3,810,427	35,282	10,585	300

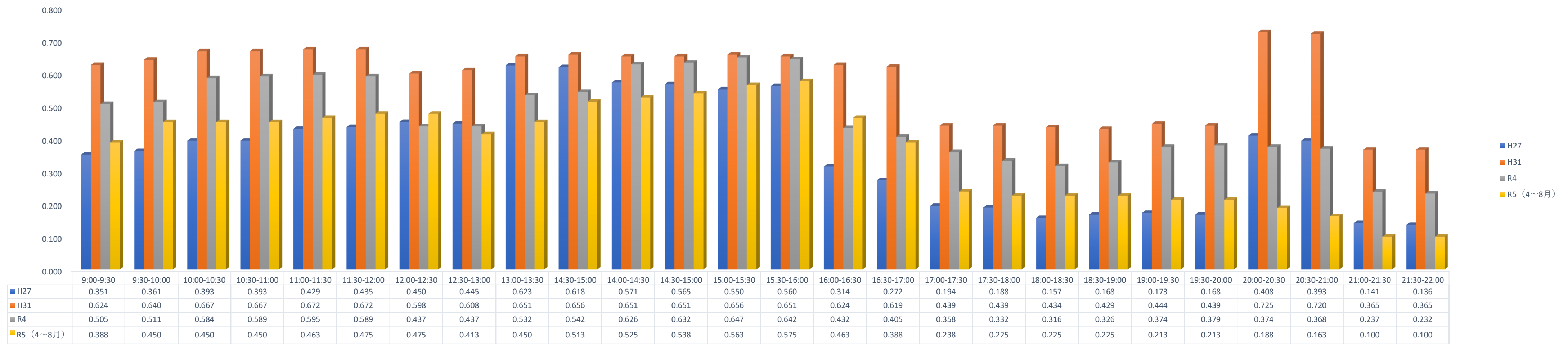
OR5年度実績

	6~8月実績			年間利用]時間 (想定) ⑦
		免除団体 (行政含む)	一般利用	
視聴覚室	378	231.5	146.5	1512
会議室1	184	130.5	53.5	736
会議室2	119	111	8	476
IT学習室	27	26	1	108

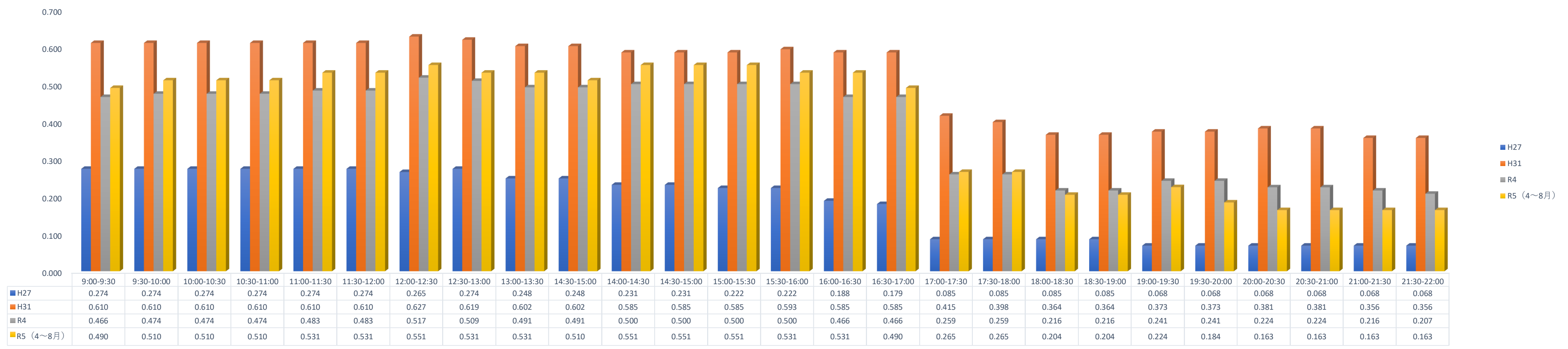
視聴覚室稼働率



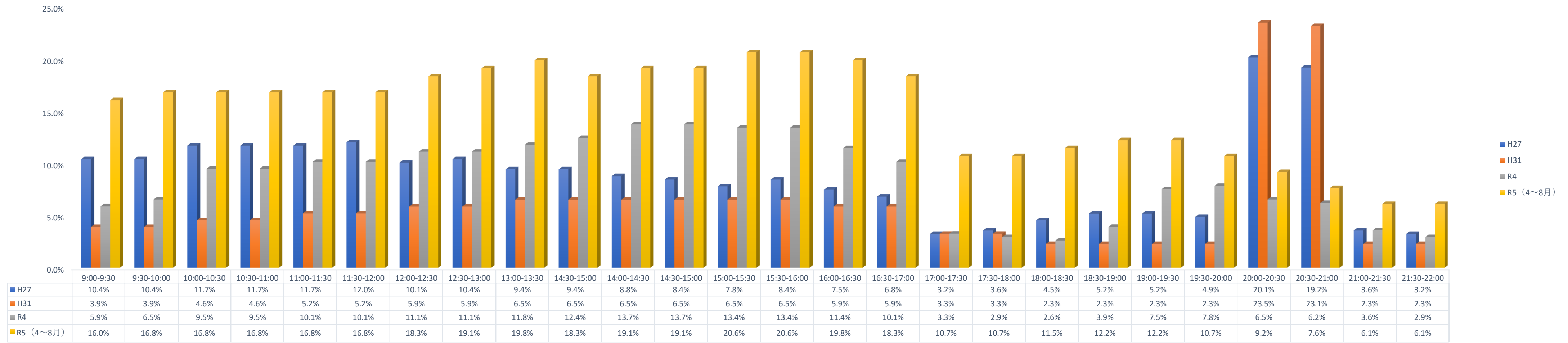
視聴覚室稼働率（平日）



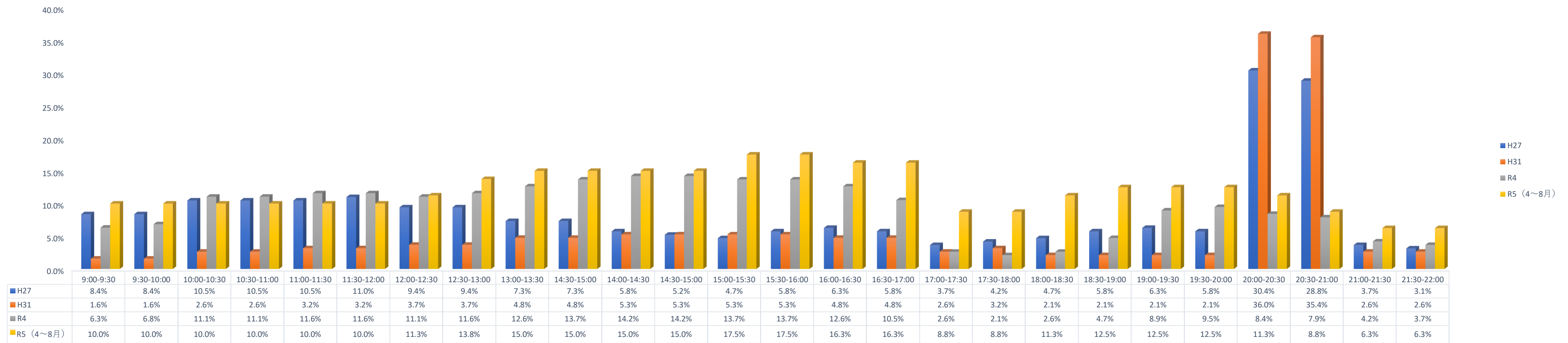
視聴覚室稼働率（休日）



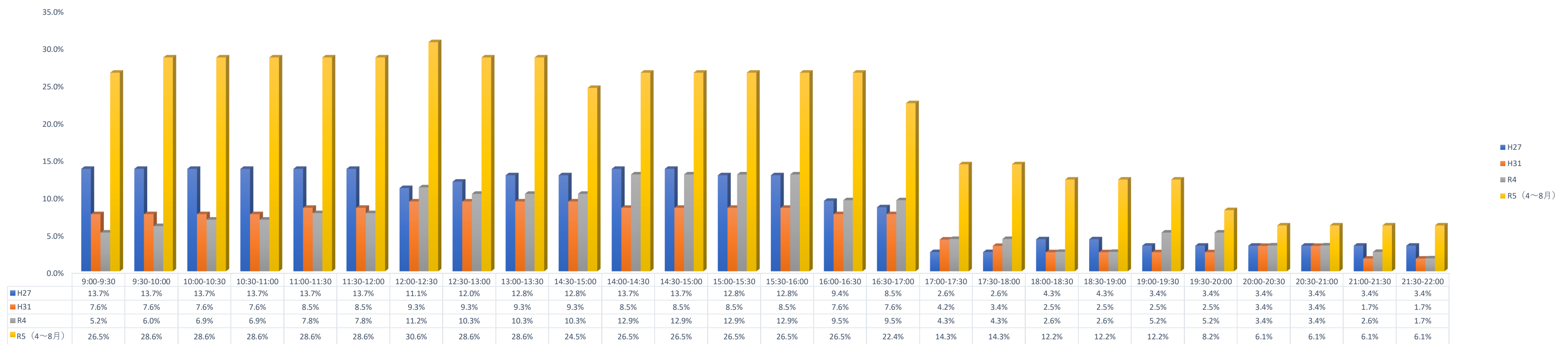
視聴覚室稼働率（一般利用）



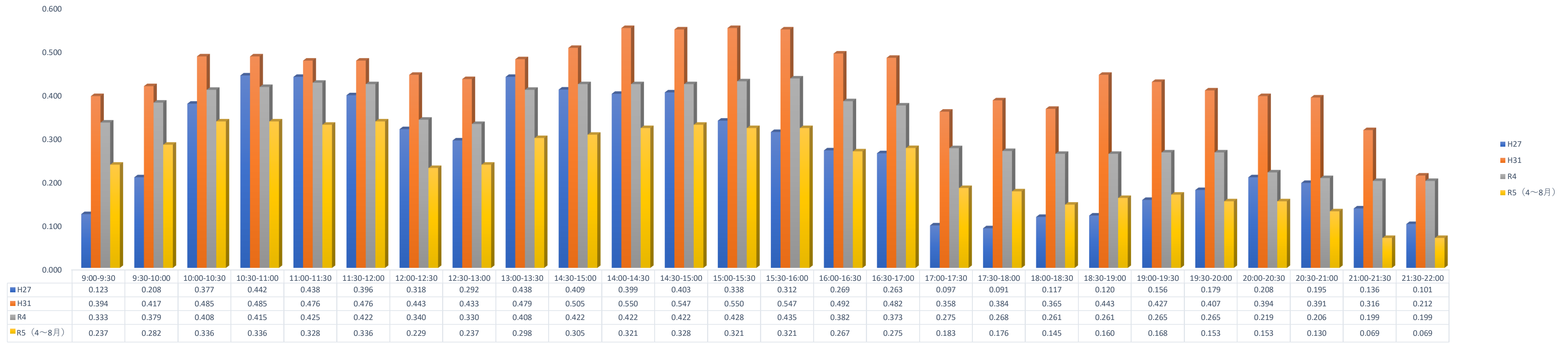
視聴覚室稼働率（一般利用・平日）



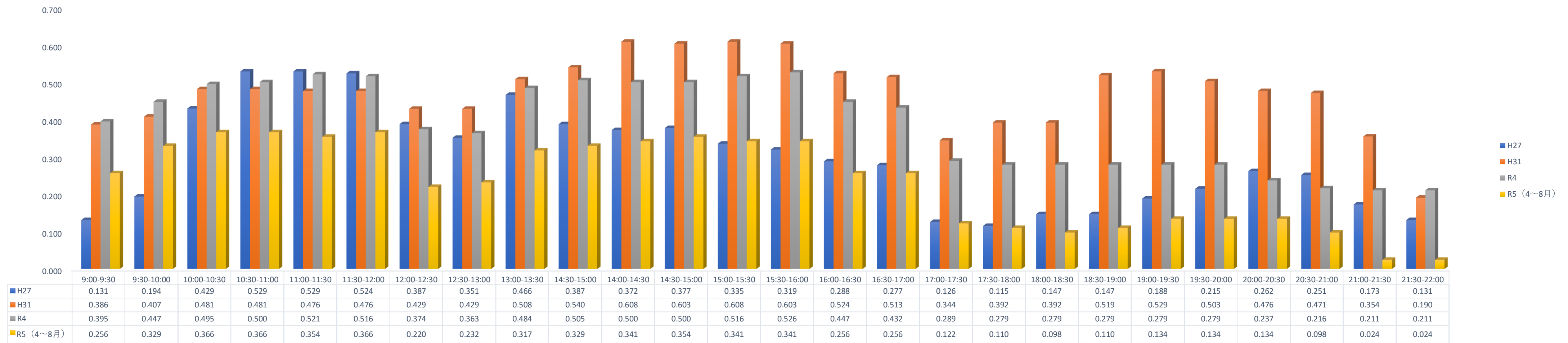
視聴覚室稼働率（一般利用・休日）



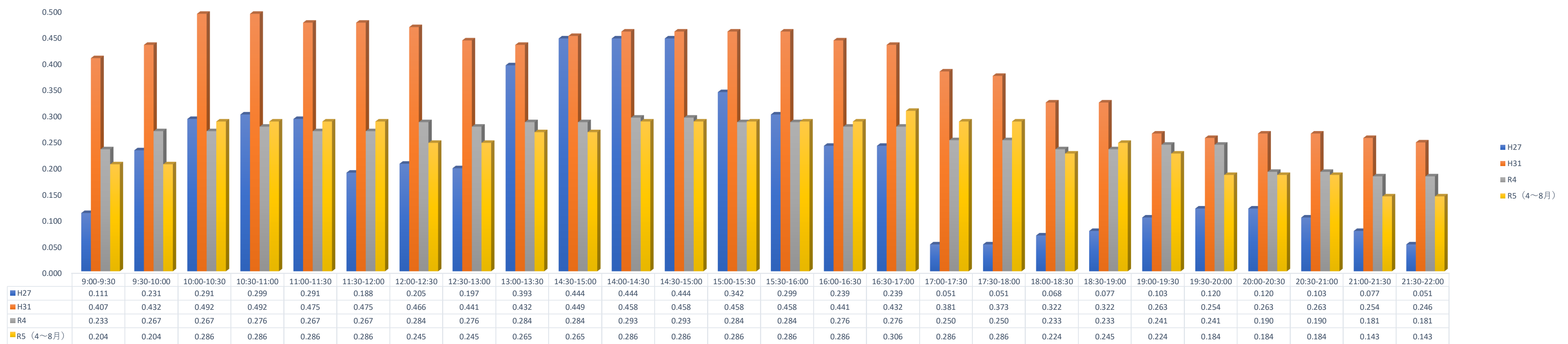
第一会議室稼働率



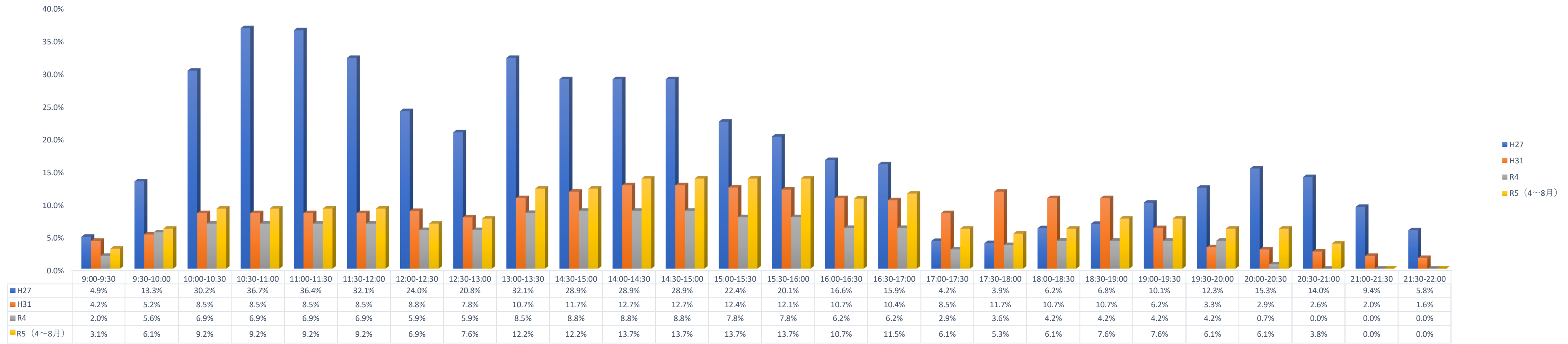
第一会議室稼働率（平日）



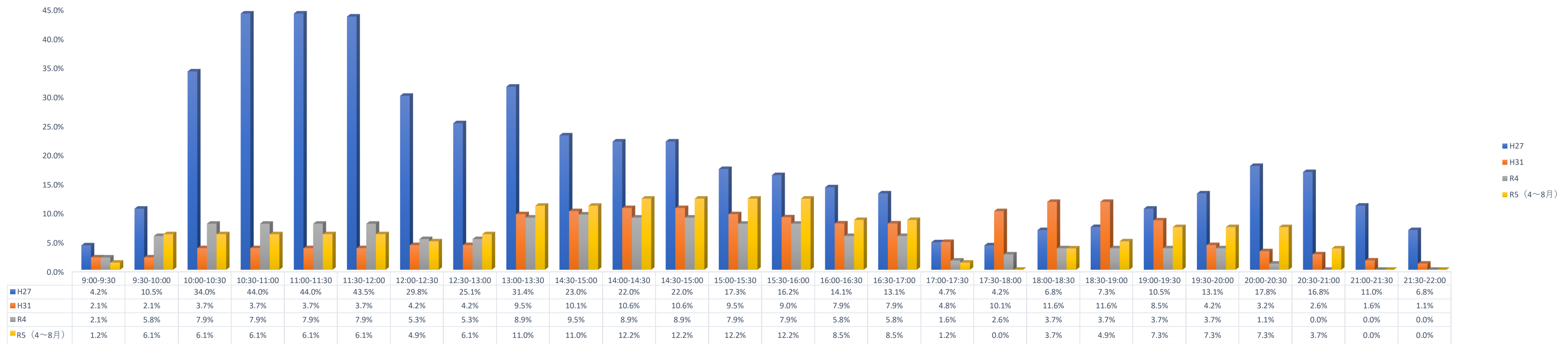
第一会議室稼働率（休日）



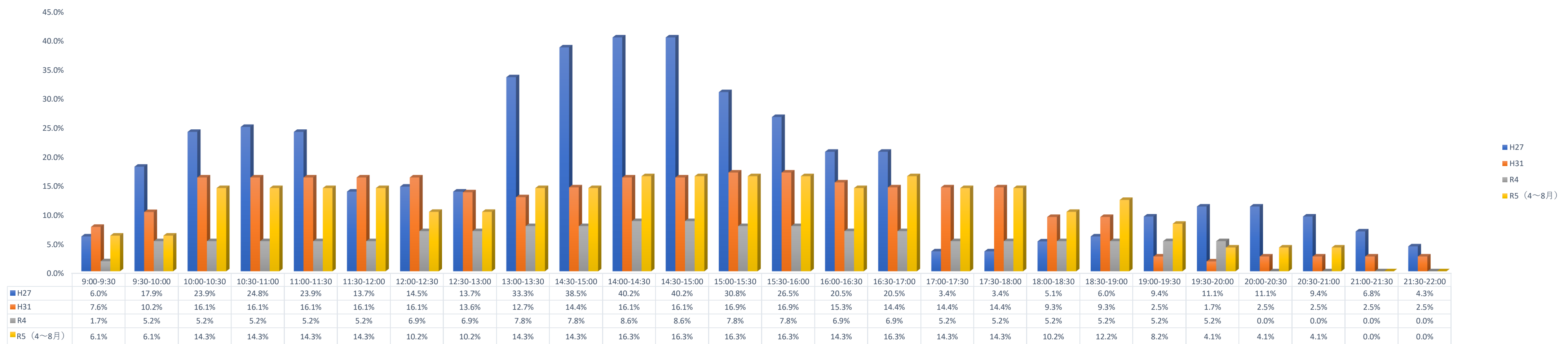
第一会議室稼働率（一般利用）



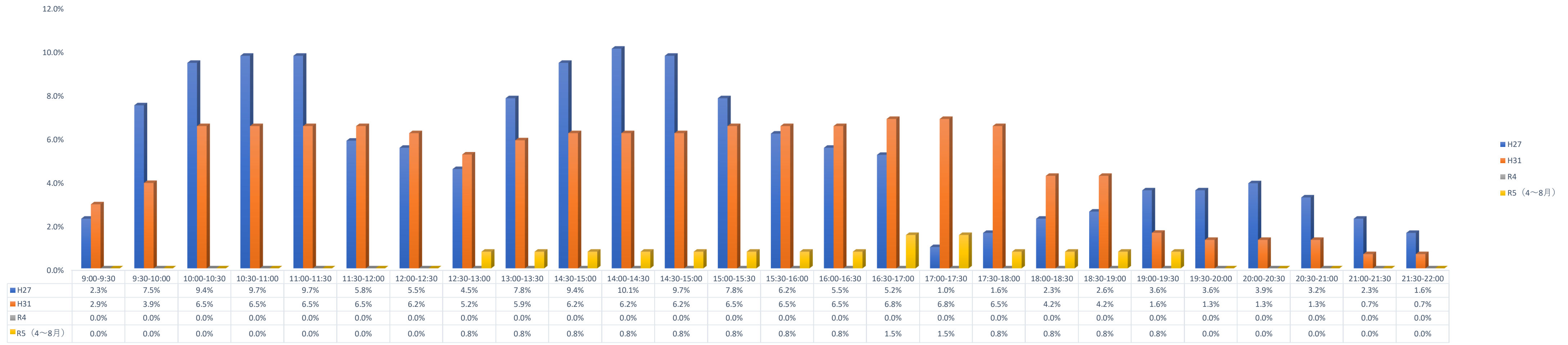
第一会議室稼働率（一般利用・平日）



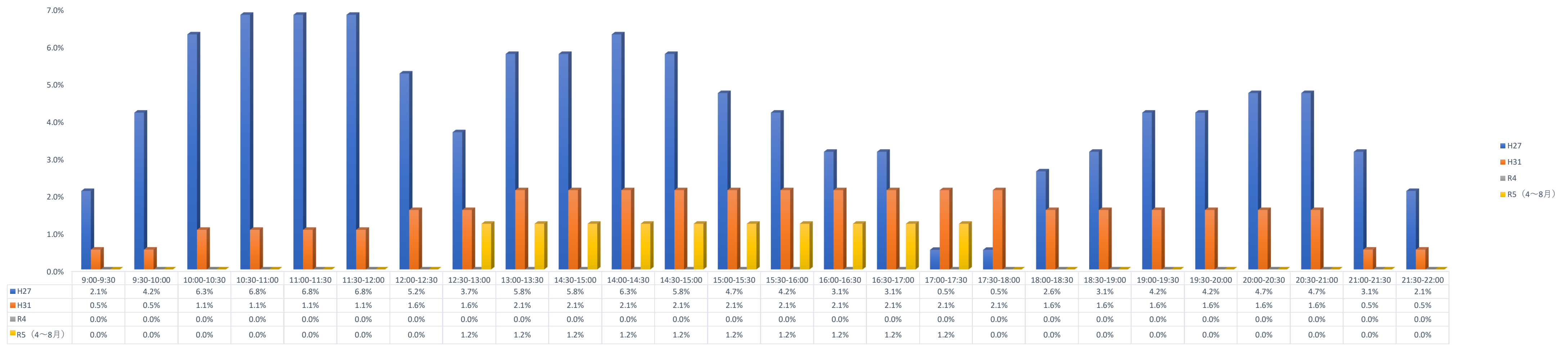
第一会議室稼働率（一般利用・休日）



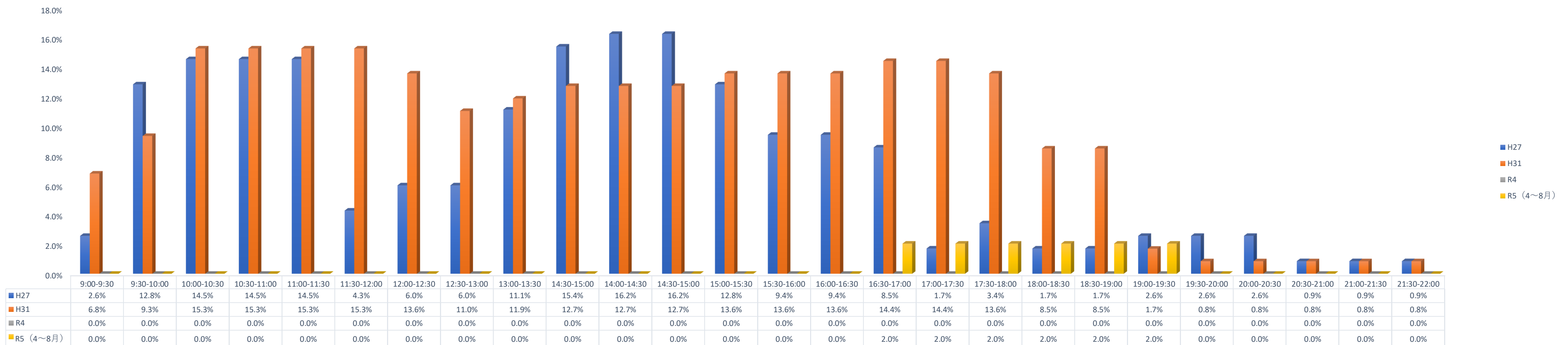
第二会議室稼働率（一般利用）



第二会議室稼働率（一般利用・平日）



第二会議室稼働率（一般利用・休日）



利用割合

視聴覚室

	平成27年度	平成31年度	令和4年度	令和5年度
免除	70.37%	89.15%	80.23%	59.67%
(役場利用)	(39.67%)	(77.36%)	(70.57%)	(54.78%)
町内	23.89%	9.31%	15.59%	34.33%
町外	5.74%	1.53%	4.18%	6.00%

IT学習室

	平成27年度	平成31年度	令和4年度	令和5年度
免除	64.86%	95.23%	100.00%	100.00%
(役場利用)	(26.59%)	(91.24%)	(100.00%)	(100.00%)
町内	25.75%	4.77%	0.00%	0.00%
町外	9.39%	0.00%	0.00%	0.00%

第一会議室

	平成27年度	平成31年度	令和4年度	令和5年度
免除	29.64%	81.35%	84.70%	65.96%
(役場利用)	(18.84%)	(72.46%)	(81.04%)	(63.23%)
町内	50.86%	13.64%	2.01%	18.39%
町外	19.51%	5.00%	13.28%	15.65%

第二会議室

	平成27年度	平成31年度	令和4年度	令和5年度
免除	54.24%	85.75%	100.00%	98.95%
(役場利用)	(32.77%)	(79.22%)	(100.00%)	(97.77%)
町内	36.75%	13.20%	0.00%	0.65%
町外	9.01%	1.05%	0.00%	0.39%

交流情報センター 予算・決算額

(円)

歳入	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算	600,000	494,000	494,000	510,000
決算	245,350	413,050	731,450	

改正

平成22年12月21日条例第27号

益城町交流情報センター条例

(設置)

第1条 住民に交流と情報、学習の場を提供し、ふれあいと活気ある地域社会の形成に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、益城町交流情報センター（以下「交流情報センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町交流情報センター	益城町大字木山236番地

(構成施設)

第3条 交流情報センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 交流スペース（まちづくり活動支援センター、交流ラウンジ、展示スペース及び会議室をいう。）
- (2) 情報スペース（視聴覚室及びIT学習室をいう。）
- (3) 学習スペース（図書館をいう。）

(業務)

第4条 交流情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域づくり活動の支援及び推進に関すること。
- (2) 会議、研修、資料展示等に関すること。
- (3) 視聴覚機器の活用及び地域の情報化の推進に関すること。
- (4) 図書、記録、郷土資料、その他必要な資料（以下「資料」という。）の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (5) 読書情報の提供に関すること。
- (6) 前各号に関するもののほか、益城町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と

認める業務に関すること。

(使用の許可)

第5条 交流情報センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、交流ラウンジ及び図書館の使用に関しては、この限りでない。

2 教育委員会は、交流情報センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 交流情報センター設置の目的に反すると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認めるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、交流情報センターの管理上必要な条件を付することができる。

第6条 削除

(使用者の遵守事項)

第7条 第5条で定める使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用する権利を他の者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) その他教育委員会が定めること。

(許可の取り消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認められるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。この場合使用者に損害が生じても、教育委員会はその責を負わない。

- (1) この条例又は、これに基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条に該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料（消費税を含む。）を前納しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の使用料（消費税を含む。）は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると

きは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 天災地変、その他使用者側の責に帰し得ない事由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用開始前に許可の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。
- (3) 教育委員会の都合により、使用許可を取り消したとき。

(使用料の減免)

第10条 公益上特に必要があると町長が認めたときは、使用料（消費税を含む。）の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、交流情報センターの施設、附帯設備、備え付け物件又は資料を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委員会)

第12条 交流情報センターの運営を円滑に行うため、益城町交流情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会は図書館法第14条第1項に規定する図書館協議会の職を兼ねるものとする。

- 2 委員会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会の組織及び運営については、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月21日条例第27号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 益城町交流情報センター使用料

区分	施設使用料	冷暖房費
----	-------	------

視聴覚室		1 時間 700円	1 時間 600円
I T 学習室		1 時間 300円	1 時間 200円
会議室	片面使用	1 時間 200円	1 時間 200円
	全面使用	1 時間 400円	1 時間 400円
展示スペース		1 日 1,000円	なし
附帯設備等		町長が定める額	

備考

- 1 使用料の額を計算する基礎となる使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間としての使用料の額を計算する。
- 2 町外者（町内に通勤し、又は通学するものを除く。）の使用の場合は、2.5倍額の料金とする。

Community Section

Library Section



